

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
下和泉小学校 受水槽 FMバルブ凍結破損修繕
- 2 履行場所
横浜市泉区和泉町1436番地
横浜市立下和泉小学校
- 3 契約日
令和8年2月10日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年2月17日
- 5 契約金額
335,500円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
低温凍結により受水槽のバルブ及び配管が破損し、多量の漏水が発生した。早急に修繕を行わないと学校運営上、また衛生管理上多大な影響がでる恐れがあったため緊急契約を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立下和泉小学校